

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、物価高騰対応重点支援給付金及び令和5年度物価高騰対応重点支援臨時給付金(一体支援枠)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

令和6年11月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化がされたこと及びデフレ脱却のための総合経済対策において、重点支援地方交付金を追加するとされたことから、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金【令和6年1月31日 終了】、物価高騰対応重点支援給付金【令和6年5月31日 終了】及び令和5年度物価高騰対応重点支援臨時給付金（一体支援枠）を住民税非課税世帯等に対しを支給する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取扱う。 ・支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会 【情報連携の概要】 対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。
③システムの名称	1. 簡素な給付措置システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
簡素な給付措置情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条（「特定公的給付」に指定）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【特定個人情報の提供】 情報提供しない 【特定個人情報の照会】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条160
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部福祉総務課 山口県光市光井二丁目2番1号 0833-74-3000
9. 規則第9条第2項の適用 [○]適用した	
適用した理由	本給付金は、経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得るものとされているため。

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	個人情報を取り扱う際には、必ず複数人で確認し対応することとしており、事務手続きを進める際は、上長の決裁をとることとしている。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、下記の対策を講じている。 ・人為的ミスを防止するための方策を職員間で十分に共有し、取扱いに注意している。 ・パスワードによる保護を行い、誰でも閲覧できないよう、制限をかけている。 ・事務手続きを進める際には、送付誤りや給付誤りが発生しないよう、トリプルチェックを行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[☐] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要なない情報と紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月29日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	光市は、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	光市は、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び物価高騰対応重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。		
令和6年3月29日	I -1-②	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化がされたことから、住民税非課税世帯等に対し重点支援給付金を支給する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取扱う。 ・支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会 【情報連携の概要】 対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化がされたこと及びデフレ脱却のための総合経済対策において、重点支援地方交付金を追加するとされたことから、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び物価高騰対応重点支援給付金住民税非課税世帯等に対しを支給する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取扱う。 ・支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会 【情報連携の概要】 対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月14日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	光市は、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び物価高騰対応重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	光市は、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、物価高騰対応重点支援給付金及び令和5年度物価高騰対応重点支援臨時給付金（一体支援枠）の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。		
令和6年11月14日	I - 1 - ②	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化がされたこと及びデフレ脱却のための総合経済対策において、重点支援地方交付金を追加するとされたことから、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び物価高騰対応重点支援給付金住民税非課税世帯等に対しを支給する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。）の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取扱う。 ・支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会 【情報連携の概要】 対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化がされたこと及びデフレ脱却のための総合経済対策において、重点支援地方交付金を追加するとされたことから、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、物価高騰対応重点支援給付金及び令和5年度物価高騰対応重点支援臨時給付金（一体支援枠）を住民税非課税世帯等に対しを支給する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。）の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取扱う。 ・支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会 【情報連携の概要】 対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月14日	I -3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1 101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条（「特定公的給付」に指定）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条（「特定公的給付」に指定）		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月14日	I-4-②	【特定個人情報の提供】 情報提供しない 【特定個人情報の照会】 番号法第19条第9号 別表第2 121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号) 第59条の4	【特定個人情報の提供】 情報提供しない 【特定個人情報の照会】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令第2条160		
令和6年11月14日	I-9		本給付金は、経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされているため。		
令和6年11月14日	II-1「いつ時点の計数か」	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点		
令和6年11月14日	II-2「いつ時点の計数か」	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点		
令和6年11月14日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である		
令和6年11月14日	IV-8 判断の根拠		個人情報を取り扱う際には、必ず複数人で確認し対応することとしており、事務手続きを進める際は、上長の決裁をとることとしている。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、下記の対策を講じている。 ・人為的ミスを防止するための方策を職員間で十分に共有し、取扱いに注意している。 ・パスワードによる保護を行い、誰でも閲覧できないよう、制限をかけている。 ・事務手続きを進める際には、送付誤りや給付誤りが発生しないよう、トリプルチェックを行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		
令和6年11月14日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月14日	Ⅳ-11 当該対策は十分か 【再掲】		十分である		
令和6年11月14日	Ⅳ-12 判断の根拠		業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報と紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		